

シニア向け情報

後期高齢者医療制度に
ご加入の皆さんへ

後期高齢者医療制度
保険料率改定の
お知らせ

- 保険料が増加する理由
- ・ 被保険者一人当たりの医療費等が伸びたこと

今年度も後期高齢者の人間ドックを実施します。身体の各部位の精密検査を受けて、普段気が付きにくい疾患や臓器の異常や

お手元に「受診券」などが届いたら内容を確認して、人間ドック・個別健診・集団健診いずれか一つのみを受診することができますので申し込みましょう。

「特にどこも悪くない」「面倒くさい」と思っている方もちょうど考えて…。病気の中には身体に痛みが出ないものもあります。健診であなたの身体の元気度をチェックしましょう。

問合せ先 役場 保険医療課
内線 171

○平成24・25年度
一人当たり平均保険料
80214円

○平成22・23年度
一人当たり平均保険料
75775円

所得の低い世帯の方の保険料の軽減について

①被保険者均等割額の軽減

例 夫婦世帯の場合(一人当たり軽減額)
○9割軽減(39159円軽減)
世帯全体の所得金額の合計が33万円以下

平成24・25年度の
保険料率について

健康度などをチェックしよう。また、今年度も後期高齢者健康診査を実施します。生活習慣病とその予備群を早期に発見し、状態が軽いうちに早めに予防につなげることで重症化を防ぐことを目的としています。なお、生活習慣病で治療を受けている方も対象になります。

お手元に「受診券」などが届い

たら内容を確認して、人間ドック・個別健診・集団健診いずれか一つのみを受診することができますので申し込みましょう。

「特にどこも悪くない」「面倒くさい」と思っている方もちょうど考えて…。病気の中には身体に痛みが出ないものもあります。健診であなたの身体の元気度をチェックしましょう。

後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療費の財源に充てるため、保険料率の改定を行います。

○平成22・23年度の保険料率

所得割 7・85%

被保険者均等割額

41844円

○平成24・25年度の保険料率

所得割 8・55%

被保険者均等割額

43510円

保険料は、一人当たりの医療費の増加などにより、平成22・23年度と比べて、13・55%の増加が見込まれましたが、剩余金や県財政安定化基金を活用することにより、5・86%に抑制されました。

● 保険料の増加を抑える対策

- ・ 平成22・23年度の剩余金の活用
- ・ 後期高齢者医療の財政の安定化を図るために愛知県に設置されている財政安定化基金の活用

保険料賦課限度額の改定について

平成24年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定を行います。これにより、所得割率が8・55%に抑制され、中間所得者の負担軽減が図られます。
50万円→55万円

● 保険料が増加する理由

- ・ 高齢者人口が増加したことにより、後期高齢者負担率が10・26%から10・51%になつたこと

全員の年金収入が80万円以下
他の所得なし

○8.5割軽減(36984円軽減)
世帯全体の所得金額の合計が

33万円以下
9割軽減に当てはまらない

○5割軽減(21755円軽減)
世帯全体の所得金額の合計が

33万円を超える33万円+(24.5万円×世帯主以外の被保険者数)

円以下
○2割軽減(8702円軽減)

世帯全体の所得金額の合計が
33万円を超える33万円+(35万円×被保険者数)以下

※65歳以上の方の公的年金所得
は、通常の所得から15万円を
控除した額で判定します。

※収入状況や世帯の構成によつ
て基準が異なります。

②所得割額の軽減

本人の所得金額から33万円を
引いた額が58万円以下(公的年
金収入で211万円以下)

職場の健康保険などの 被扶養者だつた方について

これまで職場の健康保険など
の被扶養者で自分の保険料を納

めていなかつた方は、保険料の被
保険者均等割額が9割軽減され、
所得割額が課せられません。

保険料の計算方法

保険料は所得金額に応じて計
算されます。

①所得割額

(所得金額-33万円)×所得割
率8.55%

②被保険者均等割額

被保険者一人当たり
43510円

①+②=保険料額(限度額55万円)

※100円未満切り捨て
入一公的年金等控除額)が所得
金額になります。

問合せ先 役場保険医療課

内線171

愛知県後期高齢者医療広域連
合☎(955)1223

新大治町老人福祉計画・ 介護保険事業計画概要

計画の推進目標

●活動的で活力あふれる

高齢社会の実現

戦後生まれの世代が新たに高

定を行つています。

第5期となる今回の計画は、
高齢者が住み慣れた地域で暮ら
し続けることができる持続可能
な制度を目指し、第4期計画の見
直しを図りました。なお、介護保
険事業計画に合わせ、老人福祉
計画と一体のものとして策定し
ました。

基本理念 ～だれもがこころ安
らかに暮らすことができるまち
づくり～

本計画は、地域に暮らすすべて
の高齢者のための福祉・介護な
ど、日常の暮らしにかかわる総合
的な計画です。

基本理念の実現に向け、一人ひ
とりがいつまでも健康で自らの能
力を発揮し、活動的な毎日を送れ
るように、お互いに支え合い結び
合える社会を目指します。

また、認知症や介護が必要な
状態になつても、住み慣れた自宅
や地域で必要なケアを受けながら
自分らしい心豊かな人生を送
うことができるよう、心が通い合
う地域づくりを目指します。

●総合的な介護予防の推進

今後、高齢化がますます進展
すると予想される中で、平均寿
命の伸びと合わせて、人生のなる
べく長い期間を健康で幸福に暮
らすことが大切な視点になつて
います。

また、高齢者人口の増加に伴い、
2次予防対象者、要支援・要介護
高齢者も増加していくことが予
想されることから、高齢者一人ひ
とりの心身等の状態の変化に対
応した介護予防の推進が必要と
なるため、健康づくりや介護予
防事業を通して健康に対する意
識を高める環境づくりに努めま
す。

●身近な地域における自立生活 支援

介護が必要になつても、それま
での生活スタイルや家族との絆

齢者となる時期に差しかかり、本
計画にかかる介護、保健、福祉、
医療等の分野に対するニーズも
多様化しています。
活動的な高齢者が十分に力を發
揮し、はつらつとした人生を送
ることができるまちづくりを目指
します。

を維持できるよう身近な住み慣れた地域でサービスを受けることができる地域密着型サービスなどの基盤整備に努めます。

●高齢者の尊厳の保持と権利の保障

認知症を有する高齢者に対する虐待の増加など、

高齢者が人権侵害を受ける可能性が高まっています。

●介護保険事業の適切な運用と制度の円滑な実施

制度の円滑な実施を保持することのできる安心して暮らせるまちづくりを目指します。

に必要な介護サービスを受けられるよう、介護保険制度の安定化した運営を図るとともに、介護保険制度の適正な利用を支援し、介護保険サービスの質の向上と制度の信頼性の確保に努めます。

所得段階区分	所得等の条件	介護保険料(年額)
第1段階	生活保護を受給している人および世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人	基準額×0.50 27,000円
		基準額×0.50 27,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.70 37,800円
		基準額×0.75 40,500円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.85 45,900円
		基準額×1.00 54,000円
第4段階	世帯全員が住民税非課税であって第3段階に該当しない人	基準額×1.20 64,800円
		基準額×1.25 67,500円
第5段階	世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×1.50 81,000円
		基準額×1.65 89,100円
第6段階 (基準額)	世帯のだれかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第5段階に該当しない人	基準額×1.65 89,100円
第7段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.65 89,100円
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.65 89,100円
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円未満の人	基準額×1.65 89,100円
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.65 89,100円

※4月に通知しました介護保険料は、前年度の介護保険料と所得段階を基に計算しています。このため以後の納期で介護保険料が増額となることがあります。

●合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

●課税年金収入額とは、国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金等は含まれません。

●第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料の改定

平成24年度から26年度までの

第1号被保険者の介護保険料を6段階7区分から10段階とし、

上記のように改定しました。

「大治町老人福祉計画・介護保険事業計画」は、町ホームページでご覧いただけます。

問合せ先 役場 民生課
内線158

シルバー人材センター 新規入会説明会

とき 5月9・23日(水)午前10時から1時間程度

ところ 総合福祉センター

2階会議室

対象 町内在住の健康で働く意欲のあるおおむね60歳以上の方

問合せ先 1☎(443)1680
シルバー人材センタ